

令和5年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午前11時29分

○招 集 年 月 日

令和5年3月6日（月曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	北 島 貴 光
財 政 課 長	高 田 幸 樹
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	中 島 紀 孝
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	橋 端 良 平
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
ま ち づ くり 計 画 課 長	庄 木 淳 一
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭

○開 会

令和5年3月6日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	8番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	山 本 正 行
〃	9番	岸 本 好 且
〃	10番	彫 谷 吉 英
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	近 藤 徹 哉
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	白 川 栄 美 子
〃	17番	寺 田 進
〃	18番	伊 藤 正 明

○事務局職員出席者

事 務 局 長	羽 生 満 広
主 幹	枝 村 潤

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 議案第 7 号 令和 4 年度余市町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 4 議案第 8 号 令和 4 年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 9 号 令和 4 年度余市町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 10 号 余市町部設置条例等の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 13 号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 14 号 余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例案

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 5 年余市町議会第 1 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 18 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 23 件、他に一般質問と議長の諸般報告及び行政報告並びに令和 5 年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

○議長（中井寿夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 1 番、野呂議員、議席番号 2 番、吉田議員、議席番号 4 番、藤野議員、以上のとおり

指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16 番（白川栄美子君） 令和 5 年余市町議会第 1 回定例会開催に当たり、3 月 3 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 23 件、一般質問は 7 名によります 9 件、令和 5 年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より 3 月 24 日までの 19 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 7 号 令和 4 年度余市町一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 8 号 令和 4 年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 9 号 令和 4 年度余市町水道事業会計補正予算（第 4 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、議案第 10 号 余市町部設置条例等の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第13号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第14号 余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、一般質問は、7名による9件です。

日程第10、議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算、日程第11、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計予算、日程第12、議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第15、議案第6号 令和5年度余市町水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員17名で構成する令和5年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第16、議案第11号 余市町個人情報保護法施行条例案、日程第17、議案第12号 余市町個人情報保護審査会条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第15号 余市水産博物館条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第16号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第17号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第18号 余市町家庭的保育事業

等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第19号 余市町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第23、議案第20号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第24、議案第21号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第25、議案第22号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第26、議案第23号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から24日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から24日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります令和4年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 余市町限定特定行政庁廃止について行政報告いたします。

本町は、北海道からの要請により平成8年4月1日から建築基準法第97条の2の規定により限定特定行政庁として木造住宅等の小規模建築物の確認事務のほか、その他関係法令に基づく事務を行ってきましたが、今後において限定特定行政庁としての役割を維持することが困難となり、北海道に対し余市町限定特定行政庁廃止協議を行っていたところですが、このたび北海道から廃止協議に

ついで同意した旨の通知を受理したことから、事務処理の経過及び結果についてご報告を申し上げるものです。

廃止協議については、廃止協議書案の作成を皮切りに事前協議、協議了承、本協議を経て、令和5年2月13日に北海道から廃止協議について同意した旨の通知書を受理したところでした。これを受け、令和5年2月28日に建築基準法第97条の2第1項の規定に基づき平成8年4月1日に置いた建築主事を令和5年3月31日に廃止する旨の告示を行ったところでした。なお、令和5年4月1日からの確認事務は、北海道後志総合振興局が行うこととなります。

以上、余市町限定特定行政庁廃止についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第7号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第8号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、梅川壺園地滑り対策事業に係る墓石の移転補償費、子供医療助成制度実施のための医療助成システム改修委託料の補正計上、過年度分の国庫補助金等の精算に伴う返還金、物価・原油価格高騰や世界的な半導体不足の影響により実施が見込めない事業の整理を行ったものであります。さらに、社会保障・税番号制度システム整備事業の外3事業について本年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款にお

ける主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金と派遣職員に係る給与費負担金の補正計上を行ったものでございます。

農林水産業費におきましては、交付額決定に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額補正計上を行ったものでございます。

土木費におきましては、除雪作業車修繕費、公共下水道特別会計繰出金の減額補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、長期債繰上償還の実施に伴う償還元金の減額と保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴う繰上償還元金の増額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、道支出金、諸収入等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額 2 億 7,823 万 1,000 円を既定予算に追加した予算総額は 114 億 5,820 万 8,000 円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 8 号）について、その概要をご説明いたしましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第 7 号 令和 4 年度余市町一般会計補正予算（第 8 号）。

令和 4 年度余市町の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,823 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114 億 5,820 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5 ページをお開き願います。

3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、補正額 4 億 2,219 万 8,000 円、24 節積立金 4 億 2,219 万 8,000 円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金 2 万 1,000 円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 4 億 2,217 万 2,000 円、図書整備基金積立金 5,000 円の補正計上でございます。

12 目諸費、補正額 980 万円、18 節負担金補助及び交付金 980 万円につきましては、派遣職員に係る給与費負担金の補正計上でございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、補正額 78 万 6,000 円、22 節償還金利子及び割引料 78 万 6,000 円につきましては、いずれも令和 2 年度国庫支出金、道支出金の返還金の計上でございます。内訳でございますが、子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 39 万 3,000 円、子ども・子育て支援交付金道費補助金返還金 39 万 3,000 円の補正計上でございます。

3 目町立保育所費、補正額 70 万円、17 節備品購入費 70 万円につきましては、寄附に伴います備品購入費の補正計上でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目予防費、補正額 894 万 7,000 円、22 節償還金利子及び割引料 894 万 7,000 円につきましては、いずれも新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還金の計上でございます。内訳でございますが、令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接

種体制確保事業費国庫補助金返還金121万3,000円と令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金773万4,000円の補正計上でございます。

4目環境衛生費、補正額270万円、21節補償補填及び賠償金270万円につきましては、梅川霊園地滑り対策事業に係る墓石移転補償費の補正計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額466万4,000円、12節委託料466万4,000円につきましては、子ども医療助成制度実施に係る医療助成システム改修委託料の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額290万1,000円、18節負担金補助及び交付金290万1,000円につきましては、交付額の確定に伴います農業次世代人材投資資金交付金の補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額17万9,000円、22節償還金利子及び割引料17万9,000円につきましては、令和3年度橋りょう長寿命化補修事業国庫補助金返還金の補正計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額499万8,000円、10節需用費499万8,000円につきましては、除雪車両の故障に伴います修繕費の補正計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額277万2,000円の減、12節委託料277万2,000円の減につきましては、都市計画変更業務委託料の減額補正計上でございます。

4目公共下水道費、補正額9,150万円の減、27節繰出金9,150万円の減につきましては、公共下水道特別会計繰出金の減額補正計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額2,060万円の減、14節工事請負費2,060万円の減につきましては、山田団地屋根改修工事の実施見送りに伴います工事費の減額補正計上ござい

ます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額6万円、17節備品購入費6万円につきましては、寄附に伴います一般学校用備品の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額4万円、17節備品購入費4万円につきましては、寄附に伴います一般学校用備品の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額5,317万4,000円の減、14節工事請負費5,317万4,000円の減につきましては、旧余市福原漁場防災設備改修工事費の減額補正計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額1,169万6,000円の減、22節償還金利子及び割引料1,169万6,000円の減につきましては、繰上償還いたしました長期債定時償還元金分の減額補正計上等と保留地管理法人への貸付けの一部が返済されたことに伴う地方債繰上償還元金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。

上段でございます。2、歳入、13款分担金及び負担金、1項負担金、2目衛生費負担金、補正額9,148万7,000円の減、1節保健衛生費負担金9,148万7,000円の減につきましては、し尿・浄化槽汚泥受入施設建設事業負担金の減額補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、補正額927万円の減、2節住宅費国庫補助金927万円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額2,658万7,000円の減、2節社会教育費国庫補助金2,658万7,000円の減につきましては、国宝重要文化財等防災設備整備費補助金の減額補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額1,549万円の減、1節総務費道補助金1,549万円の減につきましては、地域づくり総合交付金の減額補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額290万1,000円、1節農業費道補助金290万1,000円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額4億2,287万2,000円、1節総務費寄附金4億2,287万2,000円につきましては、1万7,186件の余市町ふるさと応援寄附金4億2,217万2,000円と4件の余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金70万円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額2万1,000円、1節民生費寄附金2万1,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児・P T A様からの1万1,742円と認定N P O法人ふまねっと余市支部りんごっこ様からの1万円の補正計上でございます。

5目教育費寄附金、補正額10万5,000円、1節教育費寄附金10万5,000円につきましては、小中学校備品購入寄附金といたしまして佐藤紀子様からの10万円と図書館図書購入寄附金といたしまして匿名を希望される方からの5,000円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,519万4,000円、1節繰越金1,519万4,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、4目保留地管理法人貸付金元金収入、補正額197万2,000円、1節保留地管理法人貸付金元金収入197万2,000円につきましては、保留地管理法人貸付金元金収入

の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、2目土木債、補正額1,130万円の減、2節住宅債1,130万円の減につきましては、各団地環境整備事業債の減額補正計上でございます。

3目教育債、補正額1,070万円の減、1節社会教育債1,070万円の減につきましては、旧余市福原漁場防災設備改修事業債の減額補正計上でございます。

次に、繰越明許費補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。上段でございます。第2表、繰越明許費補正につきましては、繰越事業の追加でございます。1、追加、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額440万円。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、梅川霊園墓石移転補償事業、金額270万円。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、子ども医療助成事業、金額466万4,000円。4款衛生費、2項清掃費、事業名、一般廃棄物最終処分場設備更新事業、金額1,650万円。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の減額に伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、各団地環境整備事業債、補正前限度額2,750万円、補正後限度額1,620万円、旧余市福原漁場防災設備改修事業債、補正前限度額2,060万円、補正後限度額990万円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○16番（白川栄美子君） ページ数5ページの衛生費のほうで、今回墓石の移転補償費が出ております。この中でちょっと確認と質問していきたいと思っております。

まず、1つ目の確認として、これは専門業者が入って進めたということで考えていいのかなのか、そこまず確認しておきたいと思います。

○環境対策課長（大森直也君） 16番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

専門業者が入ったかのご質問でございます。一時避難しました墓石を業者で保管しているため、墓石の保管状況を業者との確認のほか、移転交渉の際には業者も交えて移転工事に係るスケジュール等につきましても打合せした経過がございます。

○16番（白川栄美子君） 分かりました。専門業者も入った中で進めたということで確認取れましたので、何点か質問していきます。

移転することで隣の墓石の地盤、隣同士に多分お墓あると思うのです。その隣同士の墓石の地盤はどのように考えているのか。そのまますっぱり抜いてしまうのか、それとも工事の仕方がいろいろあると思うのですけれども、それがどうなっているのか。

それから、移転する場所も多分これ決めていると思うのですけれども、それはどのような形で決められたのか。

それから、移転することによって墓石所有者とのお話し合いというのはどういうふうにできているのか。何月までに絶対やってほしいとかという要望がきつとあると思うのですけれども、その部分ではどういうふうになっているのか伺います。

○環境対策課長（大森直也君） 16番、白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の移転することで隣の墓、地盤等について、あと工事の仕方でございますが、業者との打合せの中ではありますが、移転の際は墓石そのまま新しい、移転を希望されているほうに移転はするのですが、土台のほうを残して、新たに土台を設置して、墓を移転するというやり方で今現在考えているところでございます。

2点目の移設場所につきましてのご質問でございますが、同じ梅川霊園内に2件の所有者、2件重なって移転するものですから、霊園内の2区画を移転する予定でございます。

3点目の移転をいつまでに完成させるかということで、所有者の方に対しましては工事から墓石を移転させ、大変ご迷惑をおかけしているところでございます。交渉の中で所有者から早期に移転をしたいというご希望もあり、雪解けすぐに工事をさせていただけたらなというところで協議はさせていただいてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○16番（白川栄美子君） 分かりました。いずれにしても、余市町の都合でこうやって長年迷惑かけてきた施設ですので、本当にご家族の方のほうもいろいろなご事情もあって、大変な思いされたかなと思っております。そういった中で本当に早期にやはり進めて、それから早期にご家族の意向に沿うような形で完了させていただきたいと、そう思っています。

それから、場所です。場所、事前に伺ったときに同じ敷地内だということも聞きましたので、その部分ではちょっと私も不安はあります。なぜかということ、やはりあの場所でいろいろな傾きの事故が起きていますので、そこはしっかりと行政的にもきちんとして調査した中で進めているのだらうなと思うのですけれども、しっかりまた進めていっていただきたいと思っています。

最後に、ちょっと部長のほうからでも答弁いただいて、終わりたいと思っております。

○民生部長（篠原道憲君） 白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと思っております。

確かにお墓の移転につきましては早期に進めていかなければならないという認識の中で、担当課としても随時所有者の方とお話を進めていたところでございます。当然ご家族の方々に寄り添いながら、また様々な機会を通じましてお参りもさせ

ていただいている、そういう場をやはりしっかり町としても取り組んでいかなければならないというような気持ちの中にございます。また、現場のほうでもその後の変異も当然落ち着いている状況というものを含めまして、引き続き変異の状況を確認させていただきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（土屋美奈子君） ちょっと1点だけお聞きをしたいと思います。

6ページの冬期除雪対策費の除雪車両の故障の修繕費499万円、やや500万円、何か金額結構大きいように思うのですが、この詳細をお聞かせいただけますか。そして、これ保険は適用にならなかったのか、そこら辺もお聞かせいただきたいと思います。

○建設課長（成田文明君） 8番、土屋議員のご質問にご答弁申し上げます。

修繕費499万8,000円のご質問でございます。これにつきましては、道路除雪等々で使用しております除雪の作業車、車両のエンジントラブルによる修繕費の計上でございます。これにつきましては、保険の対応が可能かどうかちょっと確認させていただいたところでございますが、保険対応はできなかったということで、予算の計上させていただいたところでございます。

○8番（土屋美奈子君） 分かりました。500万円というのは結構大きい金額のように思うのですが、これ大きな工事のように思うのですが、これ何ともないのでしょうか。修理した後不便はというか、次に起きてくることはないのでしょうか。大きなように思うのですが、これは普通なのでしょうか。特殊車両だから、一般車両と違ってお金がちょっとかかるのかもしれないのですが、ちょっとそこら辺も含めてご答弁をお願いします。

○建設課長（成田文明君） 土屋議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

今回修繕させていただく除雪作業車につきましては、タイヤショベルでございます。そういった中で、今後修理後のご心配もしていただきましたところでございますが、今回の修繕につきましてはエンジントラブルといった事情でございますので、修繕対象の部分、部品というか、新品に交換させていただいた上で作業を進めていきたいというふうにございますので、そういった意味におきましては今後も冬期間の皆さんの安心、安全にえられるような作業の仕方ができるのかなというふうにございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第8号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第

2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(樋口正人君) ただいま上程されました議案第8号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしましては、広域化共同化事業に係るし尿等受入れ施設の建設工事につきまして今年度の経費の確定見込みに伴う減額補正と事業費見直しによる債務負担行為の変更でございます。当該建設事業は、3か年の事業を下水道事業団との協定により工事の発注から施工監理までを一括委託しておりますが、下水道事業団によります土木建築工事の入札を実施いたしたところ、急激な物価上昇に伴いまして設計金額と入札金額の乖離により不落札となったところでございます。また、不落の原因が急激な物価上昇に設計が追いつかなかったという判断をいたし、全体事業費の見直しを図ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,118万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。3、歳出、2款事業費、1項公共下水道事業費、3目広域化共同化事業費、補正額2億8,000万円の減、12節委託料2億8,000万円の減につきましては、今年度の出来高払い相当額の減額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、補正額1億4,400万円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金1億4,400万円の減、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額9,150万円の減、1節一般会計繰入金9,150万円の減、8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額4,450万円の減、1節公共下水道事業債4,450万円の減につきましては、広域化共同化事業の減額補正に合わせ財源の調整を図ったものでございます。

次に、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明申し上げますので、2ページをお開きください。第2表、債務負担行為の補正、1、変更、事項、公共下水道し尿等受入れ施設整備事業、補正前限度額15億500万円以内、補正後限度額18億2,500万円以内。債務負担行為の補正につきましては、昨今の社会情勢によりまして急激な物価上昇に設計が追いつかなかったという判断を行い、事業全体の見直しを行い、増額補正とするものでございます。

第3表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額3億9,670万円、補正後限度額3億5,220万円。地方債の補正につきましては、広域化共同化事業に要する今年度の借入額の減額による変更でございます。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第9号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第9号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします主な内容につきましては、資本的支出につきましては配水管布設替え事業設計委託業務等の建設改良事業費の確定見込みによる5,961万1,000円の減額補正をいたすもので

あります。

また、資本的収入につきましては工事費の確定見込みに伴う国、道補助金、工事負担金並びに企業債合計で6,257万2,000円の減額補正をいたすものであります。

収益的支出、営業費用におきましては、各目賞与引当金の必要見込額の整理と配水及び給水費の修繕費並びに委託料の増額補正、さらには減価償却費の確定見込みによる減額補正と配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正をいたすものであります。

営業外費用につきましては、企業債借入利息の確定見込みによる減額補正、工事費の確定見込みに伴う課税仕入れの減額と給水収益の増による課税売上増に係る消費税及び地方消費税の増額補正、さらには収益的収入のうち特定収入をもって賄われた収益的支出に係る控除できなかった仕入れ税額を雑支出に計上し、水道事業費用合計2,223万3,000円の増額補正をいたすものであります。

収益的収入につきましては、給水収益の増額補正と長期前受金戻り入れの確定見込みによる増額補正、さらには旧朝日浄水場解体により発生した鉄くずの売却額を雑収益に計上し、水道事業収益合計1,359万2,000円の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和4年度余市町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、（4）主要な建設改良事業、（ア）配水管整備事業、既決予定量2億7,517万8,000円、補正予定量5,924万4,000円の減、計2億1,593万

4,000円。

(ウ) 水道施設整備事業、既決予定量1,500万円、補正予定量26万円の減、計1,474万円。

(エ) 浄水施設整備事業、既決予定量5,430万円、補正予定量10万7,000円の減、計5,419万3,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億6,515万7,000円、補正予定額1,359万2,000円、計6億7,874万9,000円。

第1項営業収益、既決予定額5億3,581万2,000円、補正予定額1,100万円、計5億4,681万2,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億2,934万5,000円、補正予定額259万2,000円、計1億3,193万7,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億8,577万9,000円、補正予定額2,923万3,000円、計8億1,501万2,000円。

第1項営業費用、既決予定額7億552万1,000円、補正予定額2,378万円、計7億2,930万1,000円。

第2項営業外費用、既決予定額7,915万8,000円、補正予定額545万3,000円、計8,461万1,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,366万4,000円」を「2億7,662万5,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億564万4,000円」を「2億669万9,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,764万9,000円」を「2,471万6,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「4,037万1,000円」を「4,521万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額4億1,903万円、補正予定額6,257万2,000円の減、計3億5,645万8,000円。

第2項国道補助金、既決予定額5,098万3,000円、

補正予定額1,145万5,000円の減、計3,952万8,000円。

第3項工事負担金、既決予定額360万円、補正予定額41万7,000円の減、計318万3,000円。

第4項企業債、既決予定額3億4,670万円、補正予定額5,070万円の減、計2億9,600万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6億9,269万4,000円、補正予定額5,961万1,000円の減、計6億3,308万3,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億6,980万5,000円、補正予定額5,961万1,000円の減、計3億1,019万4,000円。

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額2億2,040万円、補正後限度額1億7,290万円。

水道設備整備事業、補正前限度額1,500万円、補正後限度額1,280万円。

浄水施設整備事業、補正前限度額5,130万円、補正後限度額5,030万円。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをご覧願います。令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額1,359万2,000円、1項営業収益、補正額1,100万円、1目給水収益、補正額1,100万円につきましては、今年度の給水収益実績と今後の調定を見込み増額補正するものでございます。

2項営業外収益、補正額259万2,000円、3目長期前受金戻入、補正額44万1,000円につきましては、長期前受金戻り入れの確定見込みによる増額補正を行うものでございます。

5目雑収益、補正額215万1,000円につきましては、旧朝日浄水場解体に伴う鉄くず売払いによる増額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1 款水道事業費用、補正額2,923万3,000円、1 項営業費用、補正額2,378万円、1 目原水及び浄水費、補正額27万円につきましては、賞与引当金の必要見込額の増額補正でございます。

2 目配水及び給水費、補正額138万4,000円につきましては、賞与引当金の必要見込額の整理と修繕費及び委託料の増額補正でございます。

3 目総係費、補正額44万7,000円につきましては、賞与引当金の必要見込額の増額補正でございます。

4 目減価償却費、補正額148万1,000円の減につきましては、減価償却費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

5 目資産減耗費、補正額2,316万円につきましては、配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の増額補正でございます。

2 項営業外費用、補正額545万3,000円、1 目支払利息、補正額101万8,000円の減につきましては、企業債借入利息の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目消費税及び地方消費税、補正額302万5,000円につきましては、工事費の確定見込みに伴う課税仕入れの減額と給水収益の増による課税売上げの増に係る消費税及び地方消費税の増額補正でございます。

3 目雑支出、補正額344万6,000円につきましては、収益的収入のうち特定収入をもって賄われた収益的支出に係る控除できなかった仕入れ税額を雑支出に計上する増額補正でございます。

次のページをお開き願います。資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1 款資本的収入、補正額6,257万2,000円の減、2 項国道補助金、補正額1,145万5,000円の減、1 目道補助金、補正額1,145万5,000円の減、3 項工事負担金、補正額41万7,000円の減、1 目工事負担金、補正額

41万7,000円の減、4 項企業債、補正額5,070万円の減、1 目企業債、補正額5,070万円の減につきましては、いずれも工事費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1 款資本的支出、補正額5,961万1,000円の減、1 項建設改良費、補正額5,961万1,000円の減、2 目配水設備改良費、補正額5,924万4,000円の減、3 目水道設備整備費、補正額26万円の減、4 目原水設備改良費、補正額10万7,000円の減につきましては、いずれも建設改良事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和4年度余市町水道事

業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時11分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、議案第10号 余市町部設置条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第10号 余市町部設置条例等の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、令和5年4月1日付機構改革に伴い関係条例の文言を整理する必要性が生じたことから、本条例案をご提案申し上げる次第でございます。

内容といたしましては、経済部を総合政策部と改め、現在の農林水産課、商工観光課に加えて、新たに現在の総務部企画政策課及び地域協働推進課の広報広聴部門を併せ持った部署として政策推進課を設置するものでございます。このたびの機構改革につきましては、地域活性化施策を総合的に調整、推進する体制整備として一つの部に集約することで仕事の効率化、さらには町民サービスの向上を図ろうとすることが主な目的でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町部設置条例等の一部を改正する条例案。

余市町部設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町部設置条例等の一部を改正する条例。

（余市町部設置条例の一部改正）

第1条 余市町部設置条例（平成4年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経済部」を「総合政策部」に改める。

第2条第1号中クからシまでを削り、スをクとし、セをケとし、同条第3号を次のように改める。

（3） 総合政策部

- ア 総合計画に関する事項
- イ 重要施策の企画及び総合調整に関する事項
- ウ 土地利用計画及び開発計画の調整に関する事項
- エ 広報広聴に関する事項
- オ 統計調査に関する事項
- カ 農業及び林業に関する事項
- キ 水産業に関する事項
- ク 商業及び工業に関する事項
- ケ 観光に関する事項
- コ 労政に関する事項

（余市町総合計画審議会条例の一部改正）

第2条 余市町総合計画審議会条例（平成3年余市町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部企画政策課」を「総合政策部政策推進課」に改める。

（余市町木等制定審議会条例の一部改正）

第3条 余市町木等制定審議会条例（平成6年余市町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部地域協働推進課」を「総合政策部政策推進課」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、議案第10号について提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと

存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 仕事していく上で多分この形が今考えられる中で一番よいという判断の下でこういう形になって、条例提案となったものと解釈はしているのですけれども、具体的にこれをやることによって、多分業務の迅速化だとか効率化というものとは当然出てくると思うのですけれども、どの程度効率化されると見ていらっしゃるのかというのが1つと、私これの説明伺っていて感じたのは、今回のこの改正というものは実は完成形なんかではなくて、この後さらにもっと大きな変更が控えているのではないかなというふうに推察するのです。実際そう検討しているか分からないのですけれども、といいますのも、結局今の経済部に企画部門だとかを併せていってというのは分かるのだけれども、そうなってしまうと今度、企画政策というものはある種全部の部署にもまたがり得るものなわけですから、何だかちょっと中間的な改正になっているように感じてしまうものですから、その辺先を見据えてどういうふうに組織形成を考えていらっしゃるのかというのをお答えください。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

実際に具体的な業務量の程度でございましてけれども、その部分につきましては現在例えば企画政策課と部をまたいで経済部の商工観光課や農林水産課と連携して携わっている部分が一つの部になることによりまして、よりスピード感が増すものと考えてございます。

また、将来的なところでございまして、やはりご承知のとおり町民の人口も減ってきておりますので、組織改革というものは今後も進めていくものが必要かなとは考えてございます。実際に今回

1つの課を減らしたところではございますが、ただ将来的なところを今私から今後どうなるかというところは申し上げることはできませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 現行の仕組みでも部またいで仕事していたものを一体化させることによって迅速化が図られるだろうと。確かにそれはそうなのです。ただ、ある意味においてもっと有機的に連携した組織体を目指そうとするのであれば、階層はできるだけ少ないほうがいいはずなのです。これは、スピードを重視した組織をつくる場合はそうになっていくという話。逆に積み上げを重視していくのであれば、重層的な組織体にしたほうが時間はかかるかもしれないけれども、バランスが取れるという利点があると思うのです。だから、その視点で見ると迅速化を進めたいのか、積み上げを重視したいのかというのがちょっと分からなかったものですから、その辺というのはどちらを特に重視した結果この形になったのでしょうか。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

スピード感を増すのもそうですし、やはりその時間を積み上げていく、そういったところも別に、時間が要しないといいますか、要はスピード感があるから時間がかからないというわけではございませんけれども、ただどちらにしましても一つの部にするによりまして、要はより職員が仕事がやりやすい形になるのかなと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） いきなりそうせよという話ではないのですけれども、だから仕事しやすい状態を保ちながらも政策立案と事務処理を迅速化していこうというのであれば、変な話、委員会の中でも申し上げましたけれども、いっそのこと部制を廃止してしまって、全部課にしてしまって、部長職を将来的になくす代わりに例えば副町長職

を2人にしてやると間違いなく意思決定は早くなるだろうと。ただ、それでバランスが取れるかどうかという問題が出てくると思うので、あれなのですけれども、だから将来的にどういう組織をつくっていききたいのだろうかというのがちょっと見えてこなかったものですから、あえて伺っているのですが、どうなのでしょう。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

先ほど申しあげましたとおり、本町においてもやはり人口減少というところはどうしても考えていかなければなりません。その中で要はこのままの組織で続けることは実際困難だと考えてございます。それで、先ほども申しあげましたとおり、課を1つ減とさせていただいたところでございます。それで、部制につきましても将来的に考えなければならぬ時期があるかと思いますが、それは今回ではないということでご理解賜りたいと存じます。また、副町長2人制につきましても、そういう自治体もございますけれども、今回の組織改革ではその体制を用いなかったというところでございます。ただし、今後副町長の2人体制が必要となった場合につきましてはご提案させていただきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町部設置条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、議案第13号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案、日程第8、議案第14号 余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（庄木淳一君） ただいま上程されました議案第13号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本町は、限定特定行政庁として木造2階建ての住宅等の小規模建築物に関する建築確認事務を取り扱っておりますが、行政報告のとおり令和5年3月31日をもって余市町限定特定行政庁を廃止いたしますことから、認定申請等に係る手数料において当該条例の別表36の項から44までの項について削除を行うべく条例を改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町手数料徴収条例の一部を改

正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例（平成12年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の36の項から44の項までを削り、同表の45の項を同表の36の項とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、議案第13号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されました議案第14号 余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第13号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案にてご説明申し上げましたとおり、余市町限定特定行政庁を廃止しますことから、建築確認事務等に係る手数料を徴収すべく条例について廃止をしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第14号 余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例案。

余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例。

余市町建築確認申請等手数料徴収条例（平成12年余市町条例第5号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、議案第14号につきましてご説明し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第13号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町建築確認申請等手数料徴収条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明7日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午前11時29分

上記会議録は、枝村書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

余市町議会議員 4番 藤 野 博 三